国立研究開発法人産業技術総合研究所リスク管理及び危機対策に関する規程

制定　平成27年３月31日　26規程第75号
（21規程第８号の全部改正）
最終改正　令和７年７月１日　令07規程第７号　一部改正

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　リスク管理及び危機対策（第３条－第８条）
第３章　コンプライアンス推進委員会（第９条－第14条）
第４章　研究インテグリティ・コンプライアンス推進部（第15条－第20条）
第５章　雑則（第21条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）のリスク管理体制及び危機対策体制を整備し、リスクの顕在化の防止及び危機への対応等を行い、もって研究所の業務の円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　リスク　研究所の業務の遂行を阻害する次に掲げる要因をいう。
　イ　法令等遵守に関するもの
　ロ　財務報告に関するもの
　ハ　情報システムに関するもの
　ニ　研究活動に関するもの
　ホ　事務手続に関するもの
　ヘ　環境に関するもの
　ト　災害、事件等に関するもの
　チ　その他研究所の業務に関するもの
二　リスク管理　リスクの顕在化を防止することをいう。
三　危機　リスクが顕在化し、又はまさに顕在化しようとしている状態をいう。
四　危機対策　危機への対応を行うことをいう。
五　役職員等　研究所に所属する役員、職員及び契約職員（以下「役職員」と総称する。）並びに研究所の業務を行う者であって役職員以外の者をいう。
六　職員等　研究所に所属する職員及び契約職員並びに研究所の業務を行う者であって役職

員以外の者をいう。

第２章　リスク管理及び危機対策

（リスク管理方針等）

第３条　理事長は、第９条の規定に基づく委員会（国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第47条第１項に規定するコンプライアンス推進委員会をいう。以下同じ。）の審議及び提言等を受けて、研究所のリスク管理方針を決定するとともに、研究所の危機対策を統括する。

（リスク管理）

第４条　役職員等は、その職務の遂行に当たり、リスク管理に努めなければならない。

（リスク管理統括責任者）

第５条　次の各号に規定する組織ごとにリスク管理統括責任者を置く。

一　組織規程第６条第１項各号に掲げる研究推進組織

二　組織規程第13条各号に掲げる本部組織

三　組織規程第21条第１項各号に掲げる事業組織

四　組織規程第22条に規定する特別の組織

２　リスク管理統括責任者は、前項各号に規定する各組織の長とする。

３　リスク管理統括責任者は、第１項各号に規定する各組織におけるリスク管理及び危機対策を統括する。

（リスク管理責任者）

第６条　次の各号に規定する組織ごとにリスク管理責任者を置く。

一　組織規程第６条第３項に規定する研究推進組織ごとに置かれる研究部門及び研究センター

二　組織規程第６条第４項に規定する地質情報基盤センター及び計量標準普及センター

三　組織規則（26規則第６号。以下「組織規則」という。）第４条に規定する研究企画室及び連携推進室

四　組織規程第６条第１項第１号に規定する研究戦略本部、同規程13条第１号に規定する経営企画本部及び同条第２号に規定する研究環境整備本部に、組織規則の定めるところにより置かれる部

２　リスク管理責任者は、前項各号に規定する各組織の長とする。

３　リスク管理責任者は、リスク管理統括責任者の指示を受けて、第１項各号に規定する各組織におけるリスク管理及び危機対策に関する業務を行う。

（リスク管理担当者）

第７条　リスク管理統括責任者又はリスク管理責任者は、必要に応じ、リスク管理担当者を置くことができる。

２　リスク管理担当者は、リスク管理統括責任者又はリスク管理責任者を補佐し、リスク管理及び危機対策に関する業務を行う。

（報告）

第８条　役職員等は、次の表の左欄に掲げる危機に関する情報（以下「リスク情報」とい

う。）に接したときは、リスク管理統括責任者を通じ、当該リスク情報の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に速やかに報告しなければならない。

一　研究ミスコンダクトに関すること	国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究倫理教育及び研究ミスコンダクトへの対応に関する規程（17規程第56号）第３条に規定する研究者倫理統括者（以下「研究者倫理統括者」という。）
二　研究ミスコンダクト以外の研究活動又は外部連携に関すること	研究戦略本部長
三　労務、財務、研究セキュリティ・インテグリティ又は情報セキュリティ等に関すること	経営企画本部長
四　環境安全、施設整備、調達又は雇用契約等に関すること	研究環境整備本部長
五　報道に関すること	ブランディング・広報部長
六　一の項から前の項までに掲げるもの以外のもの	組織規程第39条の３に規定する運営統括責任者（以下「運営統括責任者」という。）

２　研究者倫理統括者又は研究戦略本部長は、前項に規定する報告を受けたときは、その報告に係る内容を組織規程第39条の２に規定する研究開発責任者（以下「研究開発責任者」という。）に報告するものとする。

３　経営企画本部長、研究環境整備本部長又はブランディング・広報部長は、第１項に規定する報告を受けたときは、その報告に係る内容を運営統括責任者に報告するものとする。

４　研究開発責任者又は運営統括責任者は、第１項から前項までに規定する報告を受けたときは、その報告に係る内容を理事長に報告するものとする。

第３章　コンプライアンス推進委員会

（委員会の業務）

第９条　委員会の業務は、次のとおりとする。

一　研究所のリスク管理及び危機対策に関する方針及び体制に関する事項についての審議

二　研究所のリスク管理活動の評価及び改善のための提言

三　国立研究開発法人産業技術総合研究所におけるハラスメントの防止等に関する規程（令02規程第20号。以下「ハラスメントに関する規程」という。）第11条及び第12条に規定する審議、措置の仮決定、再審議、通知及び報告

四　その他研究所のリスク管理及び危機対策に関し必要な事項についての審議及び提言

２　第10条第４項第１号及び第２号の規定により、副委員長が委員長の職務を代理したときは、副委員長は定期的に、又は必要に応じて、前項の審議の内容を委員長に報告するものと

する。

（委員会の構成）

第10条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長及び副委員長は、役員の中から理事長が指名する。

３　委員長は、委員会の会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、次の各号のいずれかに該当するときは、委員長の職務を代理する。

一　委員長に事故があるとき。

二　委員長の指示があるとき。

三　第11条第１項の規定により、委員長が委員会の審議に参加することができないとき。

５　委員は、次の各号に掲げる者とする。

一　役員及び職員のうちから理事長が指名する者

二　リスク管理に高い見識を有する者のうちから理事長が委嘱する者

（委員会の構成の特例）

第11条　委員会が第９条第１項第３号に規定する業務を行う場合においては、委員長、副委員長又は委員であって、ハラスメントに関する規程第10条に規定する申立てを行った者、申立ての対象となった者、申立ての対象となった者のハラスメントにより不利益を被った役職員等又はこれらの者と職務ラインを一にしていた等により委員会の審議を行う上で支障があると認められる者は、前条第２項及び第５項の規定にかかわらず、その申立てに係る事案の審議に参加することはできない。

２　前項の場合のうち、副委員長又は委員が審議に参加できないときは、理事長は事案を限って副委員長又は委員を指名することができる。

（任期）

第12条　委員長、副委員長及び委員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第13条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

３　委員会の決定は、出席者の合議とする。ただし、合議が成立しない場合には、委員長が決定する。

（事務）

第14条　委員会の事務は、コンプライアンス推進室が行う。ただし、第９条第１項第３号に規定する業務に関する事務については、労務室が行う。

第４章　研究インテグリティ・コンプライアンス推進部

（研究インテグリティ・コンプライアンス推進部）

第15条　研究インテグリティ・コンプライアンス推進部は、リスク管理方針に基づきリスク管理の実施を総合的に推進するとともに、理事長の統括の下で危機対策を総合的に推進する。

（危機対策チーム）

第16条　研究所に、危機対策チームを置く。

２　危機対策チームは、研究所の危機対策を総括整理するとともに、危機対策の内容を理事長に報告する。

３　危機対策チームの構成員は、次の各号に掲げる者とする。

一　研究開発責任者

二　運営統括責任者

三　理事長又は第１号若しくは前号に掲げる構成員が特に必要があると認める者

（タスクフォース）

第17条　理事長、委員会又は危機対策チームは、重大な危機対策を行わせる必要があると認めるときは、タスクフォースを設置する。

２　タスクフォースは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一　役員及び職員のうちから理事長又は危機対策チームの構成員が指名する者

二　その他必要に応じて理事長が委嘱する者

（特別対策マネージャー）

第18条　前条第１項の規定にかかわらず、理事長、委員会又は危機対策チームの構成員は、危機対策を行うため必要があるときは、特別対策マネージャーを置くことができる。

（役職員等の責務）

第19条　役職員等は、リスク管理統括責任者、リスク管理責任者、危機対策チーム、タスクフォース又は特別対策マネージャーから指示を受けたときは、これに従わなければならない。

（事務）

第20条　危機対策チーム、タスクフォース及び特別対策マネージャーの事務は、コンプライアンス推進室が行う。ただし、第９条第１項第３号に規定する業務に関する事務については、労務室が行う。

第５章　雑則

（秘密保持義務）

第21条　研究所のリスク管理及び危機対策に関する業務に従事する役職員等並びに第10条第５項及び第17条第２項の規定により理事長に委嘱された者は、その業務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附　則（26規程第75号・全部改正）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（29規程第11号・一部改正）

この規程は、平成29年６月22日から施行する。

附　則（30規程第14号・一部改正）

この規程は、平成30年11月１日から施行する。

附　則（令01規程第40号・一部改正）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令02規程第１号・一部改正）

この規程は、令和２年４月17日から施行する。

附　則（令02規程第12号・一部改正）

この規程は、令和２年７月１日から施行する。

附　則（令02規程第20号・一部改正）

この規程は、令和２年10月１日から施行する。

附　則（令02規程第39号・一部改正）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令03規程第15号・一部改正）

この規程は、令和３年11月１日から施行する。

附　則（令03規程第21号・一部改正）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令03規程第41号・一部改正）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令04規程第７号・一部改正）

この規程は、令和４年７月１日から施行する。

附　則（令04規程第22号・一部改正）

この規程は、令和４年10月１日から施行する。

附　則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令05規程第13号・一部改正）

この規程は、令和５年７月27日から施行する。

附　則（令05規程第20号・一部改正）

この規程は、令和５年10月１日から施行する。

附　則（令06規程第37号・一部改正）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令07規程第７号・一部改正）

この規程は、令和７年７月１日から施行する。